

入札にあたっての注意事項（23-1）

『最低制限価格』の設定方法について補足説明します。
適切な入札執行を図るために、次の点について特にご注意ください。

（１）「総合評価落札方式」による入札案件

総合評価落札方式を採用する建設工事においては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠し、次の式により算定した額を最低制限価格として設定し、事後公表します。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= (\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) \\ &\quad + (\text{現場管理費} \times 60\%) + (\text{一般管理費} \times 30\%) \\ &\quad (\text{算定額に端数が生じた場合は、1万円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

ただし、予定価格の 85 / 100 ~ 75 / 100 の範囲内とする。

- 総合評価落札方式では、業者の積算能力を評価のひとつとして求めますので、平成 21 年度から実施した上記の方式により最低制限価格を算定し、これを事後公表とします。

（２）上記（１）以外の建設工事及び建設関連業務委託の入札案件

「平均額型最低制限価格」設定方式を採用します。

開札時に有効札の金額を基礎として算定し、決定します。（事後公表）

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= (\text{応札金額の平均値}) \times 85\% \\ &\quad (\text{算定額に端数が生じた場合は、1万円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

ただし、予定価格の 85 / 100 ~ 75 / 100（解体工事は 85 / 100 ~ 70 / 100）の範囲内とする。

- 上記において、平均額に影響を及ぼす低入札金額を排除するため「算定対象限度価格」を定め、この金額未満の入札金額は失格とし、平均額の算定に含めないものとします。

$$\text{算定対象限度価格} = (\text{予定価格}) \times 70 / 100$$

これにより、算定除外基準価格の入札は平均額の算定に反映されますが、当然ながら最低制限価格未満の入札金額である場合は失格となります。

- 解体工事の最低制限価格の設定範囲を 85 / 100 ~ 70 / 100 とする理由

解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）が無いこと、また近隣都市の設定状況・均衡を考慮した結果、国が定める最低制限価格設定範囲の下限の率（70 / 100）まで広げることとしました。

(参考) 平均額型最低制限価格算定時における具体例

例1) '万止め' による処理方法

予定価格 2,500,000 円の案件において、算出結果が 2,032,500 円 (81.3%) である場合には、最低制限価格は「算定額に端数が生じた場合は、1万円未満切り上げ」の規定により、2,040,000 円 (1万円未満切り上げ：実質 81.6%) が最低制限価格になります。

例2) 算定結果が、設定範囲を上回ったとき

予定価格 2,500,000 円の案件において、算出結果が 2,195,000 円 (87.8%) である場合には、最低制限価格は 85.0% を採用することとなり、計算上 2,125,000 円になりますが、「ただし、予定価格の 85 / 100 ~ 75 / 100 の範囲内とする。」の規定により、2,120,000 円 (1万円未満切捨て：実質 84.8%) が最低制限価格になります。

例3) 算定結果が、設定範囲を下回ったとき

予定価格 2,500,000 円の案件において、算出結果が 1,777,500 円 (71.1%) である場合には、最低制限価格は 75.0% を採用することとなり、計算上 1,875,000 円になりますが、「ただし、予定価格の 85 / 100 ~ 75 / 100 の範囲内とする。」の規定により、1,880,000 円 (1万円未満切り上げ：実質 75.2%) が最低制限価格になります。

